

会 議 録

会議の名称	令和7年度第2回行田市公立学校通学区域等審議会	
開催日時	令和8年3月16日(月) 開会：午後6時30分 閉会：午後6時55分	
開催場所	行田市産業文化会館管理棟2階2A会議室	
出席者(委員)氏名	柿沼耕一会長、田村隆信副会長、石崎昌稔委員、飯岡洋一委員、森田美智子委員、馬場久美子委員、佐藤絵理子委員、高橋進太委員、増田一郎委員、柿沼清委員	
欠席者(委員)氏名	小松和弘委員、秋山榕晶委員	
事務局	諸貫副教育長、細谷学校教育部長、岡部教育総務課長、阪本教育総務課主査	
会議内容	議事 「行田市義務教育学校設置に向けた再編計画に伴う通学区域の変更について」に対する答申案について	
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・答申案 	
その他必要事項	傍聴人 1名	
会議録の確定	確定年月日	主宰者氏名
	令和8年4月8日	柿沼 耕一

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
司 会	<p>1 開会</p> <p>2 会長挨拶</p> <p>3 議事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議事の進行は、条例第6条の規定に基づき、柿沼会長にお願いする。
柿 沼 会 長	<ul style="list-style-type: none"> ・議事が円滑に進むよう協力をお願いする。 <p>本日の議事は、前回諮問を受けた「行田市義務教育学校設置に向けた再編計画に伴う通学区域の変更について」に対する答申案である。</p> <p>前回の会議での意見等を踏まえ、私と事務局で答申案を作成した。当該事項について、事務局より説明をお願いする。</p>
事 務 局	<p>〈資料に基づき説明〉</p>
柿 沼 会 長	<ul style="list-style-type: none"> ・ただいまの事務局からの説明に対して意見はあるか。 <p>本日の議題の中心は答申案の中の、通学区域の変更を「令和10年度にこだわらず可能な限り早期の変更が望ましい」という点であると考えている。その点を受けて、令和9年度に通学区域を変更し、当該地域の児童は西中へ進学するという原則としつつ、令和9年度に限っては特例措置により、忍中への進学も可能とするという特例案について意見はあるか。</p>
石 崎 委 員	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の審議時になるべく早い方が良いと述べていたため、特例を設けることで令和9年度から西中と忍中を選択できることには賛成である。
高 橋 委 員	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の審議で、遅くとも令和10年度までに通学区域の変更をする必要があると意見が一致していたため、兄弟姉妹等の関係を考慮する特例を設けるなどして該当児童及び保護者によく説明し、納得が得られれば早い分には良いのではないか。
飯 岡 委 員	<ul style="list-style-type: none"> ・指定校変更の場合は様々な書類の提出が必要だが、今回の特例の場合は手続き無く自由に選択できるということなのか。
事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ・本特例についても書類上の手続は必要と考えているが、この区域の令和9年度に限っては、原則通学先は西中であるが、理由を問わず、忍中に通学したいということであれば認めることは可能ではないかと考えている。

飯岡委員	・承知した。その方針で問題ない考える。
森田委員	・令和8年度から丁寧に説明する必要があると思うが、令和10年度に西中に変更になる過渡期として特例を認めた上で令和9年度からの変更で問題ない考える。
増田委員	・地域の皆様にしっかりと説明するという点が重要であるが、事務局の提案に賛成である。
馬場委員	・他委員と同意見で、特例措置が認められるのであれば令和9年度からの変更賛成である。
佐藤委員	・令和9年度から開始するとなると、その旨の通知は早々に周知する予定なのか。
事務局	・まずは本審議会承認をいただくことが大前提であるが、その後教育委員会に諮り、規則の改正という手続きが必要であるため、できれば令和8年4月、5月のうちには決定をして夏休み前には少なくとも各家庭に連絡ができるようにしなければならないと考えている。
佐藤委員	・承知した。
柿沼（清）委員	・本答申案に異議はない。
田村委員	・令和9年度の変更を目指すということに特に問題は無いが、対象は現在の小5以下の児童でよいのか。
事務局	・お見込みのとおりである。
田村委員	・さきほど佐藤委員からも発言があったが、該当児童、保護者の方には、早めに説明をして、理解をいただいた上で混乱が無いように進めていただきたい。
柿沼会長	・それでは令和9年度からの実施については、しっかりと説明責任を果たし、該当児童、保護者の理解をいただいた上で柔軟な対応のもと特例措置を設けることを踏まえ、本答申案を原案のとおり承認としてよろしいか。
各委員	・異議なし

柿 沼 会 長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本日の議事は以上となる。 <p>今回の議事をもって、行田市義務教育学校設置に向けた再編計画に伴う通学区域の変更について審議が終了した。</p> <p>この審議会は、教育長の諮問機関として設置されているため、これまで議論してきた結果については、審議会を代表して私から教育長へ答申書を提出する形で答申する。その際、教育長に手渡す答申書につきましては、後日、事務局より委員の皆さんへ送付させていただきます。</p> <p>これをもって、会議の進行を事務局にお返しする。</p>
事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会における行田市忍・行田・埼玉・太田中学校区義務教育学校基本構想の進捗状況に報告する。 <p>本審議会への諮問と並行して、今年度末を目標に基本構想（案）策定の検討を進めている。</p> <p>本日の答申も踏まえて、早急に教育委員会として作成していく。なお、案として認められた場合は、その後に市民意見募集や保護者向け・住民向け説明会を実施していく予定である。</p> <p>4 閉会</p>